



## 朝鮮の道路

(三)

三浦馨雄

### ○日韓併合後の道路

前述の李朝時代に於ける道路改修計畫は、各方面の内に

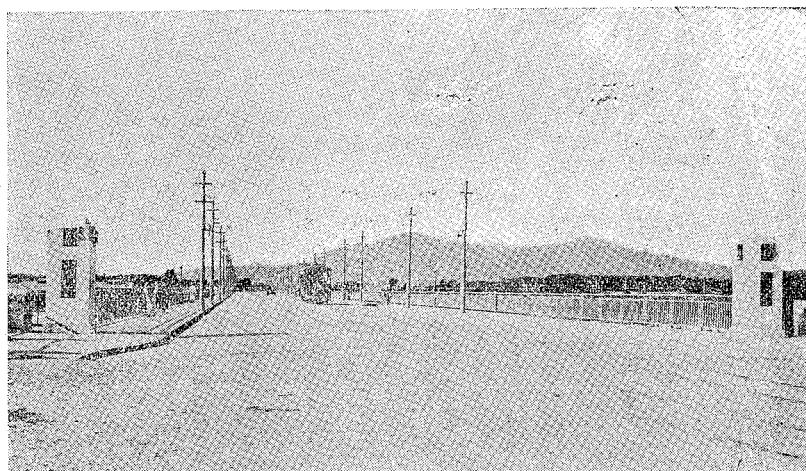
て最も急務を要するものと認められた一部小區間の道路に對して、斷片的に施行したに過ぎないから、朝鮮全土に亘つて統一された改修計畫ではなかつた。夫れ故朝鮮總督府設置直後先づ以て道路網を確立して、交通運輸の實情を察し緩急を考慮して其の對策を練り、主要路線二十六線、延長五百八十七里五分を選定して、其の修築を企畫し、總工費豫算一千萬圓を計上して、明治四十四年度以降五ヶ年の繼續事業となした。之を第一期治道計畫と名付けて工事を着手したのである。

然るに其の後財政の都合に依つて、數次に亘り事業の繰延が行はれ、且つ發展の實情及經濟事情の變遷に伴つて、計畫の一部を變更すると共に、出來得る限り經費の節約を計りて改修里程の増加に努めた結果、繼續年度を大正六年迄七ヶ年に延長し、三十四線延長六百八十五里の改修と、漢江橋の架設とを實施したのであつて、之を表示すれば次

の通りである。因に此の表には豫定延長と工事費の豫算も書けばよいのであるが、茲には之を省略する。

次に第二期治道計畫は第一期事業の最終年度の大正六年以降六ヶ年繼續事業として、其の路線の數二十一線、延長四百七十八里八分の改修と、特殊橋梁九ヶ所の架設とを合して計畫せられ、其の總工費七百五十萬圓を豫算計上せられたのであつた。

此の計畫及豫算を以て施行中であつた處、大正七年以降物價及勞銀が非常に騰貴した爲に、改修工事が嵩み即ち大正五年の豫編成當時に比べて、大正九年は物價が二



漢江橋圖

倍九分餘、勞銀が三倍九分餘となつたのである。加之尙時勢の進運に見る所あつて、昔から慣行し來つた用地寄附と夫役賦課等を廢止した爲に豫定計畫に對しては多大な工費の不足を示した。夫れ故豫算額では到底豫定通りの大正十一年度迄には竣工することが出來ない。即ち大正十一年度迄に施行したものは、道路改修二百五十七里六分と大同江橋工事と一部に過ぎない。然し此の中には旱害救濟の爲の大正八、九年度に於て土工のみを施行して、構造物及岩石切取工事を殘した道路延長五十四里六分をも含んで居る。

從て殘部の道路二百二十一里二分及特殊橋梁八ヶ所を完成する爲に、

第二表

## 第一期治道工事概況表

路線名

等級

實施延長  
里町

工事費

工事費支出年期

清津、會寧線	一	一	四一〇、六六四 <small>四</small> 六七	明治四年一大正二年
平壤、元山線	一	一	五八・二七	明四四一大二
京城、元山線	一	一	五七・〇〇	大元一大七
海州、載靈線	一	一	一三・三〇	明四四一大二
安州、滿浦鎮線	一	一	一九四、八七五・一八	大元一大八
清州、陰城線	一	一	六一・二一	明四四一大二
晉州、尙州線	一	一	一〇・三三	大元一大六
利川、江陵線	一	一	四五・〇九	明四四一大二
順天、全州線	一	一	五三・二九	大元一大六
利川、長湖院線	一	一	三三・三〇	明四四一大二
城津、甲山線	一	一	五四・〇〇	大元一大六
新浦、惠山鎮線	一	一	七・〇七	明四四一大二
雄基、慶興線	一	一	一七・〇三	大元一大六
京城、利川線	一	一	一五三、六四七・四一	明四四一大二
公州、論山線	一	一	四五・一〇	大元一大六
忠州、陰城線	一	一	四九九、八二〇・一四	大元一大六
會寧、行營線	一	一	九・二七	大元一大六
	五・三〇	一五・二四	二一七、四七一・七二	大元一大六
	八・一五	八・一五	一三五、一三七・三三	大元一大六
	七・一	六八、六四五・九九	八一、八七四・五二	大元一大六
	五・三〇	八九、九五三・二八	六八、六四五・九九	大元一大六
	八九、九五三・二八	大二一大三	大二一大三	大二一大三

行營、穆城線	一四二、五〇七・四八	大二一大四
城津、北青線	一五・二三	大二一大五
河東、院田線	七・二五	大二
公州、鳥致院線	六・一八	大二一大三
輸城、茂山線	一四・〇〇	大三一大四
尙州、忠州線	一七・一五	大二一大五
京城、春川線	二三・〇〇	大三
順天、麗水線	八・〇〇	大三
忠州、長湖院線	八九、九六三・〇六	大三
城津、吉州線	三五、九二三・八四	大三
元山、長箭線	五一、〇八〇・〇一	大三一大四
孟中里、雲山線	一〇、一三二・六二	大三一大四
行營、慶興線	二七・〇〇	大三一大四
天安、洪城線	六・〇五	大三一大四
論山、全州線	七・〇四	大四一大五
大邱、尙州線	一五・三四	大四
水原、小井里線	二・〇七	大四一大五
京城、京街	一八・〇〇	大五一大六
漢江架橋	三・〇三	大五一大七
工事費計	七一七、四七七・八六	明四四一大七
八、六九九、三八二・六七	八三三、五九六・二九	大四一大七
八、六九九、三八二・六七	明四四一大八	

## 俸給事務費計

## 第二期へ繰越費

合計

三四線

六八七・〇〇

一〇,〇〇〇,〇〇〇・〇〇

明四四一大八

一、三〇〇,〇〇〇・〇〇

六一七・三三

明四四一大七

工費豫算一千四百八十七萬圓の不足を見るに至つたのである。仍て既定計畫中當分施行を見合せることが出来る道路百三十八里一分と特殊橋梁五ヶ所を中止し、豫算の不足を補ふと共に、一方地方發展に伴つて經濟上差置くことの出来ない路線十一里六分と、夫役の豫定であつた路線十七里

七分及國境警備開發上急施を要する、國境道路七十七里八分の改築工事を追加した結果、改築延長は四百四十里七分の修築工事を施行することとなつた。此の外既設木造橋梁であつて、架設後相當年數を経過し、頽廢の著しく、逐年修繕架換をするものが又多くなつて來、加ふるに高速度交通機關が發達増加して來たので、破損の程度も一層急激となつて、其の維持が眞に困難となつた。夫れ故可及的架換主義に依るのを得策と認めて、常には流水を見ない箇所に對しては、洗越張石又は搔均しの工法を施して、絶對架

換を要する箇所に對しては、少くとも半永久を強固な工法を採用する方針の下に、第一次として、既成橋梁であつて改良すべきもの内、總延長の約三分の一を施工したのであつた。以上の經工費豫算は二千七百六十七萬圓の巨額を計上したのである。

而して大正六年度以降十二ヶ年繼續事業に更め、大正十一年度以降年額三百萬圓宛を支出することとなつた。

右の如き支出をして七ヶ年間に豫定の工事を完成させる積りで進行中であつたのに、財政の關係上大正十一年度に二十七萬圓、同十二年度に百三十三萬圓、同十三年度に二百五十四萬圓、同十四年度に二百五十萬圓、計金六百六十四萬圓の年度額を繰延べ、其の完成期を大正二十二年度迄延期した結果、第二期治道工事の進捗は著しく遲延したのである。其の爲に大正六年度から大正十四年度迄九ヶ年間

に竣工した工程は、道路延長二百九十四里二分、特種橋梁一ヶ所、橋梁改良六十七ヶ所であり、其の支出額は一千二百三萬五圓であつた。

尙其の竣工事に對しては引續き實施中であつた處、大正十五年になつて更に國境開發と警備上、最緊要施工を要する區間百三十五里の國境道路の改修を追加することとし既定豫算殘額一千五百六十三萬九千九百九十五圓に對して新に五百六十六萬五圓を追加計上して、其の總豫算額を二千三百三十萬圓に改正し、大正十五年度以降十ヶ年繼續事業としたのである。

然るに、其の後豫算計畫に改廢の必要を生じて、總延長

を二千三百八キロメートルに變更し、又昭和五年度に至りて事務費の節約に依り四十六萬圓を節減の上、年度割の一部繰延をなし、竣工期を昭和十一年度とし、更に昭和六年度に於て經濟狀況の變遷に應じて、百二十八萬六十八圓を節減の上年度割を一部繰延し、竣工期を昭和十三年度とし目下實施中である。

以上の外、旱害救濟を目的としての治道工事がある。其の主なるものは大正十三年夏季に於けるものであつて、旱害は酷烈を極め、其の爲禍災民の窮状は實に忍び難きものがあつたから、之に對する救濟は重大視され、種々研究の結果、土木工事を起して禍災民を傭役して勞銀を分布し以て生活の一助となさんとする方策に出で、地方開發上最急施を要する土木工事を企畫して、總豫算百五十五萬圓を二ヶ年繼續として計上した。其の實施の結果は、新規改修道路工事に對して五十一萬四千圓を、道路橋梁の補修に對して二十三萬一千圓を、合計七十四萬五千圓を支出して其の目的を達したのである。

又保護政治以來大正十五年迄の二十年間に於て改修した道路の延長は一、二重道路に對して九千三百九十六キロメートル（二千三百九十三里）、三等道路に對して七千五百四十四キロメートル（一千九百十三里）にして、其の内一、二等道路延長四千七百四十七キロメートル（一千二百十七里）は國費施行に係り、残りの延長四千六百四十九キロメ

トル（一千百七十六里）及三等道路の全部は地方で改修されたものである。

元來一、二等道路の改修は國費を以て施行するのが至當のものであるが、地方に於ける運輸交通上急施を要し、到底國費のみの支辨に依る施行を待つことが出来ない情態に在るものは、便宜上地方で改修することを獎勵した結果、

### 第三表

#### 一、二等及三等道路費道地方費支出額

##### 一、改修費

道名	總金額	年間	年度	年間	年平均額
京畿道	九〇七・七五五・三四	大正元年	昭和元年	一五	六〇、五一七・〇二
忠淸北道	四九二・六一一・〇五	大正元年	昭和元年	一五	三二、八四〇・七三
忠淸南道	四九九・九八二・三〇	大正四年	昭和五年	一六	三一、二四八・八九
全羅北道	一、三三四・八八三・八一	明治四年	昭和五年	一七	七二、六四〇・二二
全羅南道	一、〇五六・二五四・七〇	明治四年	昭和元年	一七	六二、一三三・六三
慶尙北道	一、一二・五九二・二〇	明治四年	昭和元年	一七	六五、四四六・六〇
慶尙南道	一、九〇・八四五・四七	明治四年	昭和元年	一七	七〇、〇四九・七三
黃海道	八二七・五六一・四二	明治四年	昭和元年	一七	四八、六八〇・〇八

地方に於て改修されたものが多く、之に對しては豫算の許す限り國庫補助の給付を爲したが、素より其の額は僅少であつて、大部分は地方費又は夫役を以て施行したものである。三等道路は全く地方で施工したのである。其の地方費支出の状態は次の如くである。

道名	費額	年間	年平均額	明治
平安南道	一、〇七三、三九五・三五	一七	六三、一四〇・九〇	四年昭和元年
北安北道	一、一八六、一一〇・五七	一七	六九、七七一・二一	四年昭和元年
江原道	一、〇八六、一六二・七二	一六	六七、八八五・一七	四年昭和元年
咸鏡南道	一、三六八、六九六・三二	一四	九〇、六二一・一七	二年昭和元年
咸鏡北道	六一七、八二八・七二	一五	四一、一八八・五八	二年昭和元年
計	一二、五四四、六七九・九七	一七	七三八、五一〇・五九	四年昭和元年
<b>二、修繕費</b>				
道名	總額	年間	年平均額	明治
畿道	一、七二八、九五〇・四	一七	一〇一、七〇二・九八	三年昭和元年
京畿道	一、七二八、九五〇・七二	一七	二六、八〇三・四三	四年昭和元年
忠清北道	四〇二、〇五一・三九	一六	七一、八九六・二九	四年昭和元年
忠淸南道	一、一五〇、三四〇・六八	一六	四一、二四六・六〇	四年昭和元年
慶尙北道	七〇一、一九二・二二	一七	八〇、九七八・二三	四年昭和元年
慶尙南道	一、二九五、六五一・六四	一六	三七、〇六三・八九	四年昭和元年
黃海南道	六三〇、〇八六・〇七	一五	五一、一五三・三八	四年昭和元年
黃海北道	七六七、二八五・六九	一五	四八、七八六・九二	四年昭和元年
平安南道	七八〇、五九〇・七〇	一六	三九、九六三・九二	四年昭和元年
平安北道	四〇三、五一〇・三四	一三	三一、〇三九・二六	四年昭和元年
咸鏡南道	五五九、四九四・九〇	一四	三〇、九七〇・二六	四年昭和元年
咸鏡北道	四六四、五五三・九七	一七	六八四、七一〇・二一	四年昭和元年
計	一二、六四〇、〇七三・五一	一七	一三九	四年昭和元年

## 三、災害復舊費

道名	道	年間	年平均額	額	總金額		度	年
					年	年		
京畿道		一九二二	五〇、四七六・一四	一七、八七五・二三				
忠淸北道		一九二三	七五、三八八・六二	一一、九三七・七三				
忠淸南道		一九二四	八〇、三八八・五七	二四、四一六・七九				
全羅北道		一九二五	六七、八八三・五七					
全羅南道		一九二六	一七、二五一・二二					
慶尙北道		一九二七	四、五〇四・四〇	五〇、四七六・一四				
慶尙南道		一九二八	二二、八五二・六八					
黃海南道		一九二九	三三九、四一七・八三					
平安南道		一九三〇	八六、二五六・〇九					
平安北道		一九三一	四、五〇四・四〇					
咸鏡南道		一九三二	九一、四一〇・七〇					
咸鏡北道		一九三三	一、八二一、一〇四・〇九					
江原道		一九三四	五二、六七二、四五六・五二					
忠淸北道		一九三五	明治四四年—昭和元年					
忠淸南道		一九三六	明治四五年—昭和元年					
京畿道		一九三七	明治四六年—昭和元年					
計		一九三八	明治四七年—昭和元年					
一、地方費支出合計								

忠清南道	一、七二三、五七三・三六	明治四三年—昭和元年	一七	一〇一、三八六・六七
全羅北道	一、九三六、〇七六・〇三	明治四三年—昭和元年	一七	一一三、八八六・八三
全羅南道	二、八〇六、一九一・六二	明治四三年—昭和元年	一七	一六五、〇七〇・一〇
慶尙北道	二、二七〇、三七九・〇八	明治四三年—昭和元年	一七	一三三、五五一・七一
慶尙南道	二、五三六、三九五・九八	明治四三年—昭和元年	一七	一四九、一九九・七六
黃海道	二、七三八、五七一・一六	明治四三年—昭和元年	一七	一六一、〇九二・四二
平安南道	一、九二六、九三七・一三	明治四三年—昭和元年	一七	一一三、三四九・二四
平安北道	一、九七一、三〇五・六七	明治四三年—昭和元年	一七	一一五、九五三・二七
江原道	一、四八九、六七三・〇六	明治四四年—昭和元年	一六	九三、一〇四・五七
咸鏡南道	一、九一九、六〇一・九二	明治四三年—昭和元年	一七	一二二、九一七・七六
咸鏡北道	一、〇八二、三八三・六九	明治四三年—昭和元年	一七	六三、六六九・五七
總計	二六、〇一五、八五七・五七	明治四三年—昭和元年	一七	一、五三〇、三四四・五六

尙國庫補助額は、道路改修費として二百八十萬四千三十圓、一、二等道路修繕費として百二十九萬七千七百圓を支出して居るのである。

以上の外に夫役又は面等に於て負擔した改修費も相當の額に上つてゐると思ふが、其の數字は詳かでないから省く。

今迄述べた所に依つて見るのに、昭和元年度迄には、當初道路網を計畫した一、二等道路に對しては約七割を、又

三等道路に對しても約七割に相當するものを完成したのである。其の後も改修濟となる道路延長は年々增加すると共に、道路の利用も亦漸次増進して、特に輓近高速度交通機關の使用が頓に發達した結果は、道路面の破損も従つて多く、加之、殆んど毎年水害があつて、之に依る道路の被害を免れず、其の爲の維持復舊には多大の努力と經費を要することとは止むを得ないことである。

併も道路の保全は地方開發や交通能力増進上最も緊要なことに屬するを以て、之に對しては夙に多大の意を用ひて居る。其の方策としては、常時修繕と臨時修繕との二種に區分けして専ら其の完璧を期しつゝあるは勿論である。今其の方策の一端を見るに、

一、常時修繕は路面側溝等の維持及小破修繕を施行するに在りて常時不斷の注意を肝要とするものであるから舊來の慣行に依り沿道關係部落をして擔當區域を定め其の區域内の維持修繕を分擔せしむると共に修繕工夫を適當に配置し關係部落民と協力せしめて其の完成を期しつゝあるのである。尚適當の區域に道路監視員を配置し常に道路を巡視せしめ關係部落民を指導しつゝ修路工夫の監督に當らしむるので之等に要する費用は現在専ら道地方費の負擔となつて居る。

二、臨時修繕は災害又は自然破損に依る道路橋梁の大破修繕若くは改築をなすもので總督監理に屬する道路は國費を以て施行するを原則として居る。今試に明治四十四年

度から昭和元年度末迄の一、二等道路修繕費及災害復舊費の支出額を見ると修繕費に於ては五百四十五萬七千三百九十五圓、災害復舊費に於ては八百四十八萬四千七十圓となつて居て一ヶ年百萬圓以内であるから從つて破損に基く補修改築は勿論殆んど例年襲來しないことのない水害の復舊は到底こんな少額では足りないので自然道地費或は夫役等に依つて應急措置を爲すより外に方法はなく又三等道路の臨時修繕は各管理廳の地方廳が實施するので其の費用の支出額も亦甚だ少額であるから到底修繕の萬全を期することは出來ない故に一方に夫役を用ひることは止むを得ない事實である。地方費支辨の修繕費の一般は前出の第三表によつて參照される通りで平均年額七十萬圓に上つて居る地方費としては相當重い負擔であると云ふを免れないものである。——未完——